

令和3年7月21日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】日本における新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する新たな指定国；オマーン）

【ポイント】

○オマーンからのすべての入国者及び帰国者については、令和3年7月24日午前0時から検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

【本文】

1 7月21日、日本政府は、オマーンを「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」に指定し、追加的に水際強化措置をとることとなりました。

オマーンからのすべての入国者及び帰国者については、令和3年7月24日午前0時から検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなりますので、日本への御帰国・御入国等の際には、御留意いただくとともに、以下のサイトから最新の情報を御確認ください。

●「水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和3年令和3年7月21日時点）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100215358.pdf>

●さらなる詳細については、以下のホームページを御確認ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100215359.pdf>

●【広域情報】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する新たな指定国・地域について）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_20210114.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_20210114.html)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスに自動的に配信されております。

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館領事班

－住所：Villa No. 760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、 Shati Al-Qurum

－電話：（+968）24601028

－FAX：（+968）24698720

－ホームページ：[https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)